



未成年者契約の取消と成年年齢の引き下げ

Q. 19歳で学生の息子がカードを使って出会い系サイトで50万円以上の利用をしていた。未成年者契約の取り消しができますか。

A. このケースでは、関係する事業者に未成年者契約の取消通知を出して交渉した結果、大部分が戻ってきました。未成年者の契約は取り引きの知識・経験が不足し判断力が未熟という認識から法律で保護されていて、保護者の同意が必要です。成年に達すると自分の意志でさまざまな契約ができますが、その契約についての責任も自分で負うことになります。

現在の成年年齢は20歳ですが、4年4月からは18歳に引き下げら

れます。消費者被害を防ぐ効果を持つ未成年者の取消権は、成年になると行使できなくなります。そのため、法律の保護がなくなったばかりの18歳から悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。スマートフォンやSNSの情報をきっかけに、若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースは今も少なくありません。例えば、「簡単に儲かる」と誘う投資やビジネス、「就職に役立つ」と誘うセミナー、「美しくなれる」というエステや化粧品・サプリ、デートと思わせて高額な商品を買わせるデート商法などがあります。

困ったときは一人で悩まず、家族や信頼できる周りの人、消費者センターなどに相談しましょう。

《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188